

## 香川県条例第29号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p data-bbox="147 542 436 614">(個人番号の利用等) 第4条 略</p> <p data-bbox="147 734 436 766">別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="185 769 1066 1082"><thead><tr><th data-bbox="185 769 360 810">執行機関</th><th data-bbox="360 769 1066 810">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="185 810 360 852">1 略</td><td data-bbox="360 810 1066 852"></td></tr><tr><td data-bbox="185 852 360 1043">2 知事</td><td data-bbox="360 852 1066 1043">外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="185 1043 1066 1082">2の2～8 略</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="174 1088 291 1120">備考 略</p>	執行機関	事務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの	2の2～8 略		<p data-bbox="1133 542 1422 614">(個人番号の利用等) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p data-bbox="1133 662 1220 694">2 略</p> <p data-bbox="1133 734 1422 766">別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 769 2051 1082"><thead><tr><th data-bbox="1171 769 1346 810">執行機関</th><th data-bbox="1346 769 2051 810">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1171 810 1346 852">1 略</td><td data-bbox="1346 810 2051 852"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 852 1346 1043">2 知事</td><td data-bbox="1346 852 2051 1043">外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1171 1043 2051 1082">2の2～8 略</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1160 1088 1276 1120">備考 略</p>	執行機関	事務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの	2の2～8 略	
執行機関	事務																
1 略																	
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの																
2の2～8 略																	
執行機関	事務																
1 略																	
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの																
2の2～8 略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。